

議案第45号

平成31年度おいらせ町病院事業会計予算について

(総則)

第1条 平成31年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--|
| (1) 病床数 | 74 床 | | |
| (2) 年間延患者数 | 入院 21,300 人 | 外来 34,000 人 | |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 58.2 人 | 外来 141.7 人 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	979,900 千円
第1項 医業収益	909,185 千円
第2項 医業外収益	70,713 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 事業費用	979,900 千円
第1項 医業費用	974,133 千円
第2項 医業外費用	3,765 千円
第3項 特別損失	2 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,991 千円は当年度分

損益勘定留保資金 10,991 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	37,355 千円
第 1 項 企業債	16,100 千円
第 2 項 他会計出資金	18,865 千円
第 3 項 県補助金	2,390 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	48,346 千円
第 1 項 建設改良費	18,526 千円
第 2 項 企業債償還金	27,420 千円
第 3 項 投資その他の資産	2,400 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 16,100	普通貸借又は 証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第 8 条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 557,282 千円

(2) 交際費 300 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142,500 千円と定める。

平成31年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆